

報告第12号

専決処分の報告について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分したので、同条第2項の規定に基づき、報告する。

平成30年11月29日提出

平成30年11月29日報告

藤岡市長 新井 雅 博

専 決 処 分 書

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、議会の議決により指定された事項として、下記のとおり専決処分する。

平成30年10月5日

藤岡市長 新 井 雅 博

記

- 1 損害賠償の額 164,710円
- 2 損害賠償の相手方 ●●●●●●●●●●●●●●
● ● ● ●
- 3 事件の概要

平成30年8月12日（日）午後9時頃、藤岡市藤岡1408番地7先の市道6002号を相手方が自動車で行中、段差が出来ていた為、道路上のマンホールと車体が接触し、車体底部を損傷させたものである。